

MONTHLY NEWS

平成28年1月号

平成28年度税制改正大綱

1. はじめに

平成27年12月に平成28年度税制改正大綱が閣議決定されました。今回は、その中でも特に影響がありそうなものを抜粋してお知らせ致します。

2. 個人所得課税

【創設】

1. 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例

被相続人居住用家屋及びその敷地の用に供されていた土地等を相続により取得した個人が、平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に譲渡（一定の要件を満たす場合に限り）した場合には、譲渡所得の3,000万円の特別控除を適用。

2. 住宅の三世帯同居改修工事等に係る特例

居住用家屋について、平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に三世帯同居改修工事等をして居住の用に供した場合には、一定の金額を所得税額から控除。

【延長】 下記の適用期限を2年延長（平成29年12月31日まで）

1. 特定の居住用財産の買換え及び交換の長期譲渡所得の課税の特例
2. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の特例
3. 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の特例

3. 医療費控除の特例（平成29年1月1日から平成33年12月31日）

医療費控除の特例として、スイッチOTC薬控除が創設されます。なお、OTC医薬品とは、薬局などで販売されている医薬品のことをいいます。

	下記は選択適用となります。	
	スイッチOTC薬控除(新設)	医療費控除
対象者	自己及び自己と生計を一にする配偶者その他親族で、次の健診等を受けていること。 特定健康診査 予防接種 定期健康診断 健康診査 ガン健診	自己及び自己と生計を一にする配偶者その他親族
控除対象	スイッチOTC医薬品の購入対価	医療費
控除額の計算	控除対象医薬品合計 - - 保険金等で補てんされる金額 12,000円	医療費の合計額 - - 保険金等で補てんされる金額 10万円 or 総所得金額×5%の いずれか低い額
限度額	88,000円	200万円

【拡充】

1. 住宅取得等の特別控除（いわゆるローン控除等）

非居住者について平成28年4月1日以後に住宅の新築等をする場合、一定の住宅取得等に係る措置を適用。

2. 通勤手当の非課税限度額の引上げ

平成28年1月1日以後に受けるべき通勤手当の非課税限度額を月額15万円に引き上げ。

3. 法人課税

【見直し】

1. 法人税率の段階的な引き下げ

下記図解のように税率が変更されます。

	現行	平成 28 年度	平成 30 年度
法人税率	23.9%	23.4%	23.2%
法人実行税率	32.11%	29.97%	29.74%

標準税率ベース

2. 減価償却制度

平成 28 年 4 月 1 日以降に取得する建物附属設備及び構築物、鉱業用減価償却資産（建物、建物附属設備、構築物に限る）につき、定率法を廃止。

【延長】 下記の適用期限を 2 年延長（平成 30 年 3 月 31 日まで）

1. 交際費の損金不算入制度

交際費等の損金不算入制度及び接待飲食費に係る損金算入に係る特例並びに中小法人に係る損金算入年 800 万円の特例。

2. 欠損金の繰戻還付

中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置。

【創設】 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

法人が地方創生推進寄附活用事業（仮称）に関連する寄附金を支出した場合には、支出した金額の一定額を法人税等から控除。

【改正・延長】 雇用促進税制

増加雇用者の範囲を、同意雇用開発促進地域内にある事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用者に限定。適用期限を 2 年延長。所得拡大促進税制との併用可能。

【見直し】 法人事業税の税率引下げと外形標準課税の拡大

4. 消費課税

【改正】

1. 消費税の軽減税率制度（平成 29 年 4 月 1 日より導入）

飲食料品（酒類及び外食サービスを除く）及び定期購読契約が締結された週 2 回以上発行される新聞の譲渡については軽減税率 8% を適用。

2. 輸出物品販売場制度の見直し

免税販売の対象となる下限額を一般物品及び消耗品ともに 5 千円以上に見直し。免税販売手続について一部簡素化。なお、上記の改正は平成 28 年 5 月 1 日以後に行われる課税資産の譲渡等又は輸出物品販売場の許可申請について適用する。

【見直し】 高額資産を取得した場合における消費税の特例措置

事業者（免税事業者を除く）が簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に高額資産（ ）の課税仕入れ等を行った場合には、当該高額資産の仕入れ等の日の属する課税期間から当該課税期間の初日以後 3 年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、事業者免税点制度及び簡易課税制度は適用しない。

高額資産とは一取引単位につき、支払対価の額が税抜 1,000 万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

【創設】 自動車税及び軽自動車税における環境性能割（仮称）の創設

【見直し・延長】 グリーン化特例の見直し・延長

【廃止】 平成 29 年 3 月 31 日に自動車取得税を廃止

詳しくは、秋山税理士事務所(03-3702-7011)までお問い合わせ下さい。